



北九州市立思永中学校整備 P F I 事業

入 札 説 明 書

平成 1 8 年 7 月 2 0 日

北 九 州 市

目次

| | | |
|-----------|--------------------------------|-----------|
| 第1 | 入札説明書の位置付け | 1 |
| 第2 | 事業の概要 | 2 |
| 1 | 事業名称 | 2 |
| 2 | 事業に供される公共施設等の名称 | 2 |
| 3 | 事業地 | 2 |
| 4 | 公共施設等の管理者等の名称 | 2 |
| 5 | 事業目的 | 2 |
| 6 | 事業内容等 | 3 |
| 7 | 遵守すべき法制度等 | 5 |
| 第3 | 入札参加に関する条件等 | 6 |
| 1 | 入札参加者の構成等 | 6 |
| 2 | 入札参加者の参加資格要件 | 6 |
| 3 | 入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件 | 7 |
| 4 | 競争入札参加資格申請書の提出期限 | 8 |
| 5 | 代表企業、構成企業及び協力企業の変更 | 8 |
| 第4 | サービス購入料について | 9 |
| 1 | サービス購入料の基本的考え方 | 9 |
| 2 | 入札額等について | 9 |
| 第5 | 入札手続等について | 13 |
| 1 | 入札のスケジュール | 13 |
| 2 | 入札説明書等に関する事項 | 13 |
| 3 | 参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書の提出等について | 15 |
| 4 | 第二次提案書の提出等について | 15 |
| 5 | 落札者の決定等について | 18 |
| 第5 | 落札者決定後の手続等について | 19 |
| 1 | 基本協定の締結 | 19 |
| 2 | 特別目的会社の設立 | 19 |
| 3 | 仮契約の締結 | 19 |

| | | |
|-----------|--------------------|-----------|
| 4 | 事業契約の締結 | 19 |
| 5 | 契約保証金 | 19 |
| 6 | 契約締結にまで至らなかった場合 | 19 |
| 7 | 定期借地権設定契約の締結 | 20 |
| 8 | その他 | 20 |
| 第6 | 提案書類等に関する事項 | 21 |
| 第7 | 本件担当 | 21 |
| 別紙1 | 入札説明会等への参加申込書 | 22 |

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成18年7月20日に特定事業として選定した北九州市立思永中学校整備PFI事業（以下「本事業」という。）に係る総合評価一般競争入札を実施するに当たり、本事業への入札を希望する者（以下「入札参加者」という。）に交付するものである。

なお、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用を受けるものである。

別添の要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、一般定期借地権設定契約書（案）、事業用借地権設定契約書（案）、様式集は、入札説明書と一体のものである。

入札説明書と、入札説明書に先行して市が公表した実施方針、要求水準書（案）、特定事業の選定、及びそれらに対する回答書との間に異なる点がある場合には、入札説明書が優先するものとする。また、入札説明書に記載のない事項については、入札説明書以外の公表資料によるものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

北九州市立思永中学校整備PFI事業

2 事業に供される公共施設等の名称

北九州市立思永中学校（以下「思永中学校」という。）

3 事業地

北九州市小倉北区大門一丁目5番1号

4 公共施設等の管理者等の名称

北九州市長 末吉 興一

5 事業目的

現在、市は、市内のすべての子どもたちに「生きる力」をはぐくむために必要不可欠な教育改革施策の実施に努めている。さらに、既存の枠にとらわれることなく北九州市らしい教育の実現のため、教育の北九州方式検討会議答申（平成17年2月）の趣旨を踏まえ、平成18年度からの教育行政の新たな指針となる「北九州市教育行政総合計画」を策定したところである。

学校施設に関しては、子どもたちの教育環境を整備し、教育効果の向上を図る観点、また、学校の耐震性を確保する観点から、順次計画的に改築を進めているところである。いうまでもなく、学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、完全学校週5日制や総合的な学習の時間の導入などに伴い、公立学校施設においては、教育方法・内容の多様化に対応した施設整備が求められていると同時に、地域のコミュニティの拠点として位置付け、生涯学習等の場として活用し地域住民が交流できる環境とすることも求められている。こうした状況を踏まえ、今般、築後51年を経過した思永中学校の整備を行うものである。特に、プールについては、屋内温水プールとして整備し、学校の授業で使用する以外の時間帯は通年、市民に開放することにより、市民のスポーツ振興、健康増進に寄与する施設とすることを目的としている。

一方、市は、21世紀における持続可能な都市のモデルとして「世界の環境首都」を目指して各般の取組みを進めており、その一環として、平成17年4月には、国の「地球温暖化対策、ヒートアイランド対策モデル地域」の指定を受け、思永中学校が立地する区域においては、身近に自然が感じられる都市空間の形成が図られることとなっている。また、思永中学校は、現在、「大ケヤキ並木通り」として将来のシャンゼリゼ通りを目指す「都市計画道路大門木町線（主要地方道長行田町線）」（以下、「大門木町線」という。）の沿線にあり、沿道では、室町一丁目地区第一種市街地再開発事業（第2期）や小倉北警察署の移転等沿道立地施設のリニューアルも活発化していること

から、周辺環境への調和にも配慮した思永中学校の整備に併せ、事業地の一部に大門木町線沿線における賑わいの創出、市民の利便性向上に寄与する施設を導入することも予定している。

6 事業内容等

(1) 対象施設

ア 学校施設

思永中学校の校舎・屋内運動場・プール等の施設、屋外運動場、屋外付帯施設及びこれらに付帯する工作物（以下「学校施設」という。）

イ 民間収益施設

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、事業地内で利用可能な用地を活用し、自らの責において民間収益事業を実施する施設

(2) 事業の範囲及び事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が、市と事業契約を締結し、学校施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における学校施設の維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO方式）により実施する。なお、運営業務とは、学校施設の一部であるプールの運営業務をいう。

また、本事業に付帯する事業として、事業者は、自らの提案に基づき、事業地のうち、大門木町線に接する市有地を市が定める土地の賃借料を支払い、借り受け、自己の責任及び費用において民間収益施設の整備、運営等を行うものとする。

業務内容は、以下のとおりであるが、詳細については、要求水準書において提示する。

ア 学校施設の整備業務

(ア) 学校施設の設計業務

- (イ) 旧学校施設（校舎・屋内運動場・プール等）の解体業務
- (ウ) 学校施設のうち校舎・屋内運動場・プール等の整備工事業務
- (エ) 学校施設のうち屋外運動場及び屋外付帯施設の整備工事業務
- (オ) 工事を伴う備品の設置及び移設等の関連業務
- (カ) 工事監理業務
- (キ) 建築確認申請等の手続業務
- (ク) 学校施設の市への所有権移転に関する業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 学校施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 保安警備業務
- (エ) 環境衛生管理業務

(オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ プールの運営に係る業務

(ア) 学校利用に関する業務

(イ) 一般開放に関する業務

(ウ) 安全及び衛生管理業務

(エ) 企画事業及び物販事業に関する業務

(オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 一団地認定に関する業務

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第86号の規定に基づく一団地認定の取得業務

(イ) 一団地認定図書の管理業務

(ウ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

オ 民間収益事業に関する業務

(ア) 民間収益施設の整備業務

(イ) 民間収益施設の運営業務

(ウ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 事業スケジュール(予定)

ア 学校施設に係る事業期間

学校施設に係る事業期間は、事業契約締結の日から平成36年3月31日までとする。
事業スケジュール(予定)は、以下のとおりである。

| | |
|-------------------|-------------|
| 仮契約締結 | 平成19年 1月 |
| 事業契約締結 | 平成19年 3月 |
| 学校施設の引渡し及び所有権移転期限 | 平成21年 2月末 |
| 学校施設の供用開始 | 平成21年 4月 1日 |
| 学校施設に係る事業期間終了 | 平成36年 3月末 |

イ 民間収益施設に係る事業期間

民間収益施設に係る事業期間は、定期借地権設定契約締結の日から民間収益施設の除却工事完了までの期間とする。定期借地権設定契約の期間は、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条による場合は、民間収益施設に係る事業運営期間を50年以上とし、これに建設工事期間及び除却工事期間を加えた期間とする。ただし、同法第24条による場合は、事業運営期間に建設工事期間及び除却工事期間を加え20年とする。

事業スケジュール(予定)は、以下のとおりである。

| | |
|-------------|-------------------|
| 定期借地権設定契約締結 | 民間収益施設整備工事着手以前の日 |
| 民間収益事業開始予定日 | 遅くとも学校施設の供用開始までの日 |

7 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とする。

入札参加企業又は入札参加グループ以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）は、参加表明書において協力企業として明記すること。

なお、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

また、本事業に係る事業者選定の結果、落札者として決定された入札参加者は、本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。

2 入札参加者の参加資格要件

入札参加企業、入札参加グループの代表企業、構成企業並びに協力企業のいずれも、以下の参加資格要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業契約の締結までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。

カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

キ 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと

ク 最近1年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）事業税、法人市民税、固定資産税を滞納していないこと。

ケ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

また、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

コ 「北九州市立思永中学校整備PFI事業審査委員会」(以下、「委員会」という。)の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

なお、委員会の委員は、落札者決定基準において示す。

サ 入札参加企業、あるいは入札参加グループの代表企業、構成企業並びに協力企業のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの代表企業、構成企業並びに協力企業として参加していないこと。

3 入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件

入札参加企業、入札参加グループの代表企業、構成企業並びに協力企業のうち学校施設の設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれア～エの要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

ア 学校施設の設計業務を行う者

(ア) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(ウ) 校舎等学校施設又はこれに準ずる施設の設計実績(基本設計及び実施設計)を有していること。

イ 学校施設の工事監理業務を行う者

(ア) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 学校施設の建設業務を行う者

(ア) 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。

- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 建設業法第27条の2第3第1項の規定に基づく直近の経営事項審査の建築一式の総合評定値が800点以上であること。

エ 学校施設の維持管理及び運営業務を行う者

- (ア) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項に規定する有資格者名簿に記載されていること。
- (イ) 学校施設の維持管理及び運営業務を行うにあたり、必要な資格(許認可、登録等)を有すること。

4 競争入札参加資格申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格者名簿に記載されていないものは、平成18年8月9日(水)までに競争入札参加資格申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

5 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし代表企業以外の企業については、事業契約締結前であれば、資格、能力、業務遂行上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

第4 サービス購入料について

1 サービス購入料の基本的考え方

(1) 基本的考え方

事業者は、学校施設の設計、建設、維持管理及び運営のサービスを一体として市に提供し、そのサービスに対し、市はサービス購入料を一体として支払う。

なお、市に対する支払請求権（債権）は、一体不可分とする。

(2) サービス購入料の支払方法

市は、事業者が事業契約書、要求水準書、入札説明書、事業者提案、維持管理・運營業務仕様書、維持管理・運營業務計画書等に従い、本事業を適切に遂行していることを確認したうえで、事業契約書に定める方法、金額及びスケジュールに従い、事業者に対してサービス購入料を支払う。

2 入札額等について

(1) 入札額

入札額は、学校施設の設計、建設、維持管理及びプール運営に係る費用の総額から、プール運営に係る企画事業及び物販事業に係る収入を差し引いた額（全期間に係る金額。いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。）を提示すること。

(2) 予定価格

3,170,252,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料は、サービス購入料A～Eにより構成される。

ア サービス購入料A

サービス購入料Aは、施設整備費のうち、所有権移転後（施設の引渡を受けた後）に一括して支払うものをいう。

サービス購入料Aの予定額は、下記の面積に単価を乗じて算出される金額に、地方債の対象となる金額を加えた金額とする。地方債の対象となる金額は、現時点では未定であるが、0円から1億5,000万円程度の調達を見込んでいる。

なお、サービス購入料Aは、施設の市への所有権移転後、事業者から正当な請求書を受領した日から30日以内に支払う予定である。

| 施設名 | 面積 | 単価 |
|---------|--|-------------------------|
| 校舎 | 6,787m ² | 128,800円/m ² |
| 屋内運動場 | 1,476m ² | 148,000円/m ² |
| 屋内温水プール | 350m ² ~400m ² (水面積) | 598,800円/m ² |

単価は、平成18年度の単価である。実際に交付される国庫支出金算定時の単価は、平成20年度の単価となる。

イ サービス購入料B

サービス購入料Bは、施設整備費の総額の5%に相当するもので、本事業の事業期間終了後、一括して支払うものをいう。

なお、サービス購入料Bに係る手数料は、サービス購入料Cに含むものとし、平成21年度から平成35年度にわたり毎年度四半期ごとに支払う。

ウ サービス購入料C

サービス購入料Cは、施設整備費からサービス購入料A及びBに相当する額を除いた額、これにかかる割賦手数料並びにサービス購入料Bにかかる手数料の合計で、平成21年度から平成35年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

割賦手数料及びサービス購入料Bにかかる手数料の算定に係る金利は、以下に示す基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、学校施設の引渡日以降発生するものとする。

(ア) 基準金利

基準金利は、学校施設の引渡日の2銀行営業日前の日における午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T・S・R)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする。

なお、提案書の作成における基準日は、平成18年10月2日とする。

(イ) スプレッド

事業者が第二次提案書に記載した割賦手数料とサービス購入料Bにかかる手数料それぞれのスプレッドとする。事業者が提案したスプレッドは事業期間中一定とし、見直しを行わない。

エ サービス購入料D

サービス購入料Dは、学校施設の維持管理に係る費用をいい、平成21年度から平成35年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

オ サービス購入料E

サービス購入料Eは、プールの運営に係る費用(学校利用に関する業務、一般開放に関する業務、安全及び衛生管理業務、企画事業及び物販事業に関する業務を実施するために要する費用)から、事業者の提案による企画事業及び物販事業による収入を差し引

いた額をいい、平成21年度から平成35年度にわたり、毎年度四半期ごとに支払う。

なお、サービス購入料Eについては、インセンティブ制・ペナルティ制を導入し、事業者の提案による料金収入に応じた変動部分を設定する。

(ア) インセンティブ制

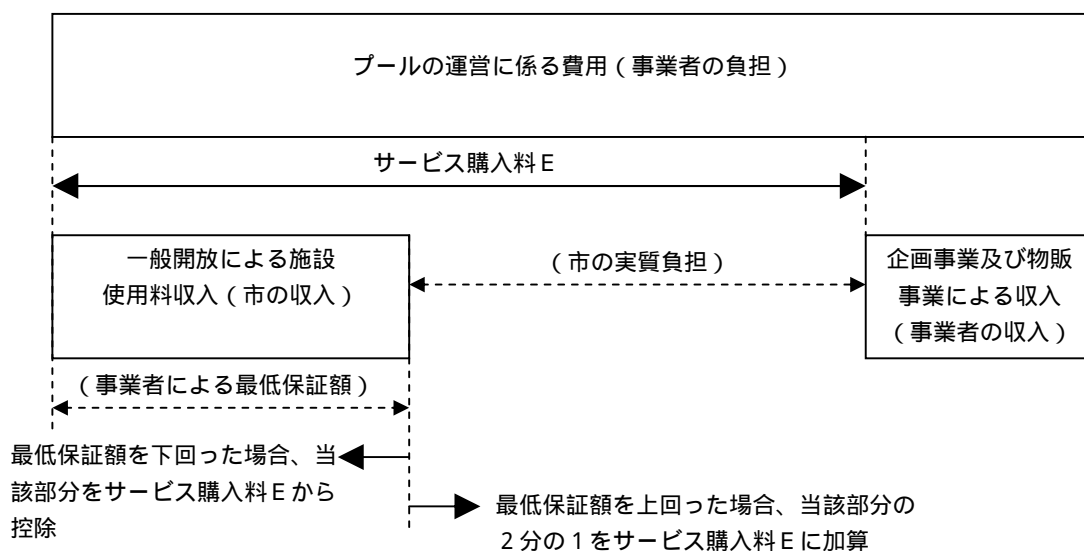
事業者が第二次提案書に記載した料金収入の最低保証額を上回った場合、上回った部分の2分の1に相当する額をサービス購入料Eに加算する。

(イ) ペナルティ制

事業者が第二次提案書に記載した料金収入の最低保証額を下回った場合、下回った部分に相当する額をサービス購入料Eから控除する。

この最低保証額の設定については、自由提案とするが、参考資料に示す本市における他の屋内温水プールにおける実績(利用者数、利用料金収入)や本市が見込む思永中屋内温水プールの年間利用者数(70,000人から100,000人)を参考に、設定の根拠等を提示すること。また、最低保証額は、事業者が見込む本施設の年間利用者数に基づく使用料収入を指すものであり、事業者の見込みを下回る設定を許容するものではない。

【サービス購入料Eのイメージ】



(3) サービス購入料の改定

ア 金利変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料Cについて、提案書の作成における基準日の基準金利と、学校施設の引渡日の2銀行営業日前の基準金利に差が生じた場合は、サービス購入料Cを改定する。

イ 物価変動によるサービス購入料の改定

サービス購入料D及びEについて、次のとおり物価変動による改定を行う。

(ア) 改定方法

下記の算式に基づき改定を行う。算定にあたっては、 $(CSP I_{n-1} / CSP I_{n-3})$ については、小数点以下第5位以下を切り捨て、小数点以下第4位までの数値とし、改定後サービス購入料は円未満を切り捨てるものとする。

ただし、変動率 $((CSP I_{n-1} / CSP I_{n-3}) - 1) \times 100$ が3%未満の場合、改定は実施しない。

$$P_n = P_{n-1} \times (CSP I_{n-1} / CSP I_{n-3})$$

P_n : n年度のサービス購入料D及びEの合計

$CSP I$: Corporate Service Price Index (日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数)

$CSP I_n$: n年7月1日までに公表されている最新の企業向けサービス価格指数(前月確報値)

(イ) 改定年度

初回の改定は、平成24年度のサービス購入料D及びEを対象とし、平成21年7月1日と平成23年7月1日の指標により行い、平成24年度の第1四半期分から反映させる。以後3年ごとに改定を行うものとする。

(ウ) 改定手続

事業者は、改定年度の前年度7月10日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して改定後のサービス購入料D及びEの額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。

(4) サービス購入料の減額等

市は、維持管理及び運營業務開始後、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じ、定期的又は随時、モニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準書が満たされていない場合、サービス購入料の減額等を行う。

第5 入札手続等について

1 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりである。

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 入札公告 | 平成18年 7月20日 |
| 入札説明書等に関する質問受付(第1回) | 平成18年 7月20日~7月26日 |
| 入札説明書等に関する質問回答公表(第1回) | 平成18年 8月17日 |
| 参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書受付 | 平成18年 8月25日 |
| 資格審査結果及び第一次審査結果の通知 | 平成18年 9月 8日 |
| 入札説明書等に関する質問受付(第2回) | 平成18年 9月 8日~9月15日 |
| 入札説明書等に関する質問回答公表(第2回) | 平成18年10月 6日 |
| 第二次提案書受付 | 平成18年11月 6日 |
| 落札者の決定、基本協定の締結 | 平成18年12月 |
| 仮契約の締結 | 平成19年 1月 |
| 本契約の締結 | 平成19年 3月 |

2 入札説明書等に関する事項

(1) 入札説明書等の配布

入札参加希望者に、以下のとおり入札説明書等を配布する。

ア 期間

入札公告の日から平成18年7月26日までの土、日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。また、入札公告の日は午後1時から午後5時まで)

イ 場所

北九州市教育委員会事務局総務部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階

(2) 入札説明会及び現地見学会

入札説明会及び事業予定地の現地見学会を下記により行う。

ア 入札説明会

(ア) 開催日時 平成18年7月21日(金) 午前10時30分(受付開始 午前10時)

(イ) 開催場所 北九州市立生涯学習総合センター 3階ホール
北九州市小倉北区大門一丁目6番43号

イ 現地見学会

(ア) 開催日時 平成18年7月21日(金) 午後1時30分

(イ) 開催場所 北九州市立思永中学校
北九州市小倉北区大門一丁目5番1号

ウ 参加申込方法

入札説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、入札説明会及び現地見学会参加申込書(別紙1)に必要事項を記載のうえ、平成18年7月20日(木)までにファックスにて送付すること。

ファックス送信先：北九州市教育委員会事務局総務部施設課

ファックス番号：093-581-5871

エ その他

(ア) 参加希望者数によっては、同一企業等からの参加者数の調整を行う場合がある。

(イ) 駐車場はないので、公共交通機関を利用すること。

(ウ) 当日、資料は配布しないので、入札説明書等はホームページからダウンロードのうえ、持参すること。

(3) 質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を下記により行う。

ア 第1回質問受付

(ア) 受付期間

入札公告日～平成18年7月26日(水)午後5時(必着)

(イ) 提出方法

様式47に質問の内容を簡潔にまとめ、Eメールにて下記アドレス宛てに提出すること。

提出先Eメールアドレス：kyou-shisetsu@mail2.city.kitakyushu.jp

イ 第2回質問受付

(ア) 受付期間

平成18年9月8日(金)～平成18年9月15日(金)午後5時(必着)

(イ) 提出方法

様式48に質問の内容を簡潔にまとめ、Eメールにて下記アドレス宛てに提出すること。

提出先Eメールアドレス：アに同じ

(4) 質問に対する回答の公表

ア 公表予定日

(ア) 第1回質問に対する回答 平成18年8月17日(木)

(イ) 第2回質問に対する回答 平成18年10月6日(金)

イ 公表方法

質問に対する回答は、原則として下記に示すホームページを通じて公表する。ただし、質問提出者の特殊な技術、ノウハウ等にかかわり、質問提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの等を除く。

なお、質問に対して訪問、電話等での個別、直接回答は、原則として行わない。

ホームページアドレス

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&N_EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=9193

(5) その他

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3 参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書の提出等について

(1) 参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書の提出

入札参加希望者は、参加表明書、資格審査申請書類及び第一次提案書を下記により提出しなければならない。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 提出時期

平成18年8月25日(金)

午後1時から午後5時まで

イ 提出先

北九州市教育委員会事務局総務部施設課

北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階

ウ 提出方法

持参による。

(2) 資格審査結果及び第一次審査結果の通知

資格審査結果及び第一次審査結果は、(1)により申請をした者に対して、PFI一般競争入札参加資格確認等結果通知書(以下「結果通知書」という。)の送付により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、結果通知書にその理由を付記する。

4 第二次提案書の提出等について

(1) 第二次提案書の提出

結果通知書において、第二次提案書の提出を認められたものについては、下記により第二次提案書を持参若しくは郵送により提出すること。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 持参による場合の第二次提案書の提出時期及び送付先

(ア) 提出時期

平成18年11月6日(火)午前10時

(イ) 提出先

北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階
北九州市教育委員会事務局総務部施設課

イ 郵送(書留郵便に限る)による場合の第二次提案書の提出時期及び送付先

(ア) 提出時期

平成18年11月2日(木)午後5時までに到着のこと

(イ) 送付先

〒803-8501

北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所東棟6階
北九州市教育委員会事務局総務部施設課

ウ 開札日時及び場所

(ア) 開札日時

平成18年11月6日(月)午後3時

(イ) 開札場所

北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階
北九州市教育委員会事務局総務部施設課

(2) 入札価格の確認

入札価格が予定価格を超えている場合は失格とし、第二次提案書の審査は行わない。

(3) 入札における無効事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

ア 参加資格申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ 構成員が、参加資格申請書類等の提出から第二次提案書提出までの間に、会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合

ウ 第二次提案書の記載事項が不明なもの

エ 入札に必要な書類が不足しているもの

オ 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- カ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- キ 一定の金額で価格を表示していないもの
- ク 第二次提案書の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの
- ケ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- コ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 入札にあたっての留意事項

- ア 入札には代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- イ 入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- ウ 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。
- エ 入札参加者を構成する企業が第二次提案書の提出までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、市による指名停止のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(5) 第二次提案書の書換え等の禁止

入札参加者は、その提出した第二次提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札保証金

入札参加者は、入札価格の100分の10以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、第二次提案書提出時まで、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式17)を使用し、以下に掲げるところにより、行う。

- ア 第二次提案書提出日の前日までは、北九州市教育委員会事務局総務部施設課まで直接持参すること。

なお、郵送（書留郵便に限る）により行う場合は、郵送による場合の第二次提案書の提出期限までとする。

イ 第二次提案書類提出日においては、入札を執行する者に直接提出して行う。

（８） 入札のとりやめ等

入札参加者が連合するなどし、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。また、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を採ることがある。

（９） 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。また、第二次提案書については、返却しない。

（１０） 著作権の帰属等

第二次提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

本事業での公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は第二次提案書を無償で使用できるものとする。

5 落札者の決定等について

（１） 落札者の決定

市は、落札者決定基準に基づき、委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

（２） 提案内容に関するヒアリング等の実施

本事業の落札者を選定するため、入札参加者に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

第5 落札者決定後の手続等について

1 基本協定の締結

落札者決定後、市と落札者との間で、速やかに基本協定を締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

2 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施する会社法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を基本協定書に定める期日までに設立する。

なお、落札者を構成する企業のうち、代表企業は必ずSPCに対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、SPCの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことはできない。

3 仮契約の締結

市及び事業者は、基本協定に基づき、平成19年2月北九州市議会定例会への事業契約に係る議案提出ができるように、SPCの設立後、速やかに事業契約の仮契約を締結する。

なお、仮契約締結までの間に、事業契約書の条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことがある。

4 事業契約の締結

本契約は、PFI法第9条及び北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第81号）第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約であるため、北九州市議会において契約議案が可決されることによって確定するものとする。この場合、仮契約書をそのまま契約書とみなすものとする。

5 契約保証金

事業者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、契約規則第25条第6項のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約締結にまで至らなかった場合

落札者が事業者をして契約を締結しない場合、市は落札者を除く入札参加者のうち落札者決定基準に基づく総合評価得点の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約となり、市は落札金額の範囲内で交

渉を行う。

なお、落札者が事業者をして契約を締結しない場合、落札者が要した費用は落札者が負担することとする。

7 定期借地権設定契約の締結

市及び事業者は、事業契約及び事業者の提案に基づいた民間収益事業用地について定期借地権設定契約を締結する。

8 その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

第6 提案書類等に関する事項

提案書類及び提案書類の作成方法等については、「北九州市立思永中学校整備PFI事業 様式集」による。

第7 本件担当

北九州市教育委員会事務局総務部施設課

〒803-8501

北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階

電話：093-582-2361

ファックス：093-581-5871

E-mail：kyou-shisetsu@mail2.city.kitakyushu.jp

ホームページアドレス：

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=9193

北九州市教育委員会事務局総務部施設課 行き
 (0 9 3 - 5 8 1 - 5 8 7 1)

平成 年 月 日

入札説明会等への参加申込書

「北九州市立思永中学校整備 P F I 事業」の入札説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

| | | | |
|----------|------|-------|-------|
| 会社名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 部署名 | | | |
| 担当者名 | | | |
| 電話 | | | |
| F A X | | | |
| E - mail | | | |
| | 参加者名 | 入札説明会 | 現地見学会 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 1 参加者は、1社につき3名までとする。
- 2 入札説明会及び現地見学会の別に、参加する場合は を付すこと。
- 3 入札説明書等は各自持参のこと。